認可外保育施設等利用者向け

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化スタート

認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業を利用される方はご確認下さい。



無償化の対象者・利用料

【対象者・保育料】

- ◆無償化の対象となるには、町から[保育の必要性の認定]を受ける必要があります。
 - ※保育所・認定こども園などの認可施設や企業主導型保育事業を利用している子どもの、認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業利用料は、無償化の給付対象となりません。
- ◆3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもは月額37,000円まで、 0歳児クラスから2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子どもは 月額42,000円までの利用料が無償化されます。
 - ※3歳児クラス・・・4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス
- ◆通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。

【対象となる施設・事業】

- ●認可外保育施設
- ●一時預かり事業(保育所等で実施される一時預かり)
- ●病児保育事業
- ●ファミリー・サポート・センター事業
- ※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設や認可外の事業所内保育施設等を指します。
- ※無償化の対象となる認可外施設は、町に届出を行い、国が定める基準を遵守し、町から確認を受けている 施設のみとなります。



保育を必要とし、認可外保育施設等を利用する子どもたち



◆以下の支給要件に該当する場合、町から「新2号」等の認定が受けられます。

認定区分	支給要件
新2号認定	3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもで、保育を必要とする要件(保護者毎に就労)がある子ども ※3歳児クラス・・・4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス
新3号認定	満3歳の誕生日を迎えてから最初の3月31日までにある子どもで、住民税非課税世帯でかつ、保育を必要とする要件(保護者毎に就労等)がある子ども

【保育を必要とする要件】

●以下のいずれかの内容に該当する必要があります。

- ①就労
- ②妊娠、出産※出産月をはさんで産前2ヶ月産後3ヶ月の計6ヶ月以内
- ③保護者の疾病・障がい
- 4)介護・看護
- ⑤求職活動※3ヶ月以内
- ⑥就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)
- ⑦その他※災害復旧、その他保育を必要とする要件を認められる場合

【無償化の対象となる手続き】

町に認定申請を提出し、町から[新2号認定]または[新3号認定]を受ける必要があります。



幼稚園や認定こども園(1号)と認可外等を利用する場合

- ◆保護者が幼稚園や認定こども園(1号のみ)を利用し、併用して認可外保育施設等を利用する方のうち、園の預かり保育の提供がない、または預かり保育時間等が一定基準未満の場合、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象になります。
 - ※一定基準未満とは、平日の開所時間が8時間未満 もしくは 年間開所日数が200日未満
 - ※認可外保育施設等とは、認可外保育施設、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業など
 - ※無償化限度額は、[新2号]は預かり保育の月額上限11,300円まで[新3号]は16,300円までのうち、預かり保育の無償化対象金額を上限から除いた額までが、認可外無償化対象額となります。
 - ※一定基準を満たす幼稚園等に通う方は、認可外保育施設等の利用部分は無償化の対象外です。

認可外保育施設等の利用料は、保護者が施設に支払い後、保護者から町に償還払い の請求を行っていただきます。内容審査後、町から保護者に該当金額の償還払いを行う 予定としています。

《問い合せ先》

三股町役場 福祉課 児童福祉係 (TEL:0986-52-9060)